○防衛省告示第八十号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の(ｱ)から(ｴ)までの四点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｴ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ｱ)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(ｲ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ｳ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(ｴ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　沖縄島北方海面の次の(ｱ)から(ｳ)までの三点を順次結んだ線、(ｳ)と(ｴ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(ｴ)と(ｵ)を結んだ線及び(ｵ)と(ｱ)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ｱ)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(ｲ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ｳ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(ｴ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(ｵ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　沖縄島南方海面の次の(ｱ)から(ｵ)までの五点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｵ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ｱ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ｲ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ｳ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(ｴ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(ｵ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｴ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間

(ｱ)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(ｲ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ｳ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(ｴ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦九隻、航空機五機

○防衛省告示第八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月三十日及び同月三十一日（予備、同年四月一日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ｱ)から(ｷ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｷ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(ｲ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ｳ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(ｴ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(ｵ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(ｶ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(ｷ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

自衛艦十隻

実施艦

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月三十日及び同月三十一日（予備、同年四月一日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

自衛艦十隻

実施艦

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。